

船橋市リハビリセンター運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市リハビリセンター（以下「センター」という。）の管理について、
船橋市リハビリセンター条例（平成25年船橋市条例第6号。以下「条例」という。）第13条に基づく管理の実績の評価等を行うため、及びセンターの
管理に関する重要事項を審議するため、船橋市リハビリセンター運営委員会
(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する
ものとする。

- (1) 条例第13条第2項の中期目標を策定すること。
- (2) 指定管理者が定めた条例第13条第3項の中期目標に基づく行動計画を
審査すること。
- (3) 条例第11条の事業報告書に基づき、中期目標に係る目標達成期間及び
毎事業年度における管理の実績について評価すること。
- (4) 中期目標の期間の終了時において、管理の実績について評価すること。
- (5) 前4号に定めるもののほか、管理に関する重要事項を審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、9人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) リハビリテーションに関し識見を有する者
- (2) 船橋市医師会から推薦のあった医師
- (3) 船橋歯科医師会から推薦のあった医師
- (4) 船橋薬剤師会から推薦のあった薬剤師
- (5) 訪問看護に関し識見を有する看護師
- (6) 理学療法士
- (7) 介護支援専門員
- (8) ソーシャルワーカー
- (9) 公募市民

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の
委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任ができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指
定する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後
も同様とする。

(会議の開催等)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局健康・高齢部健康政策課において処理する。

(災害補償)

第8条 委員会の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。